

## 対馬宗家文書所蔵「宗助国戦死始末」関連史料

石 田 徹

### はじめに

本稿は、現在 NEAR センターが取り組んでいる、人間文化研究機構共同研究プロジェクト「北東アジア地域研究」の「北東アジアにおける近代的空間の形成とその影響」の一環で、筆者が「対馬宗家文書から見る北東アジア」について調査したものの一部である<sup>1</sup>。

対馬宗家文書から「北東アジア」を考える場合、「朝鮮外交の最前線としての対馬」、「国外情報収集の場としての対馬」、「漂着・来航の場としての対馬」という観点から考えることができ、「漂着・来航の場としての対馬」という観点から検討した結果、江戸時代後期、19世紀前期の時点においても対馬においては「元寇」の衝撃が語り伝えられていることがわかった<sup>2</sup>。

本稿で翻刻紹介するのは、そうした「元寇の衝撃」の一端を感じさせる「宗助国戦死始末」と題する史料である。対馬宗家文書にはこの「宗助国戦死始末」と題する史料が対馬歴史民俗資料館所蔵の「近代文書」（以下、対馬「近代文書」）に2点、韓国国史編纂委員会（以下、国編）所蔵のもので4点の計6点、具体的には、対馬「近代文書」47-14、47-34-3と国編記録類（以下国編記）5105、5106、5107、5108（すべて史料名は同一で「宗助国戦死始末」）が存在する。以上6点のうち、国編記5105、5107、5108は半丁10行（罫線は青）の原稿用紙に、対馬「近代文書」47-14は半丁10行、1行20字（罫線は青）の原稿用紙にそれぞれ書かれており、残りの2点は和紙に書かれている<sup>3</sup>。内容的には、文永の役（文永11（1274）年）に際して宗助国らがどのように防戦し、そして最期を迎

---

1 他の成果として、石田徹「近世対馬における異国船来着とその対応——対馬宗家文書から考える『北東アジア』」『北東アジア研究』別冊第4号、2018年、同「対馬から考える『北東アジアの近代的空間』」『北東アジア研究』別冊第5号、2020年がある。なお、本稿は、2017年度島根県立大学浜田キャンパス公開講座：「元寇」を探求する（3）「対馬宗家文庫史料に見る元寇」で発表した内容の一部を元としている。

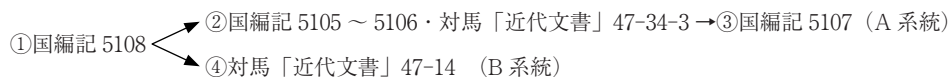
2 石田前掲「近世対馬における異国船来着とその対応」、236～239頁。

3 国編記5106はマイクロフィルムからの推定であり現物を確認したわけではないが、対馬「近代文書」47-34-3と同種の形態と思われる。

えたのか、またその後彼等をどのように祀ったのかなどが記されている。

しかし、内容を検討してみると、上記6点の史料はすべて内容が微妙に異なっており、国編記5108を基本として、対馬「近代文書」47-34-3、国編記5105～5107の4点（以下、A系統とする）と対馬「近代文書」47-14の1点（以下B系統）とに分けることができる。また国編記5108とA系統については、その内容から、明治17（1884）年8月2日以降に作成されたもので、①国編記5108→②国編記5105／同5106／対馬「近代文書」47-34-3→③国編記5107といった過程を経て加筆修正されていったのではないかと考えられる。

というのは、（1）国編記5108には欄外の書き込みをはじめとする添削箇所が複数あり、（2）国編記5105・5106、対馬「近代文書」47-34-3は①での添削が活かされた内容となっており、また、（3）国編記5107は、国編記5105での修正部分と①の欄外の書き込みが活かされた内容となっているからである。ただし、国編記5105と同5106との先後関係ならびにA系統の文書が作成後どのように用いられたのかについてはよく分からない。



他方、B系統対馬「近代文書」47-14は、上記①の元の表現がそのまま用いられる一方で、内容的には①～③にない叙述も多く、また割注も多用して典拠を記載するなどより詳細なものとなっている。その反面、①～③の文書末尾に記載されている明治15年と17年の小茂田浜神社関連の事項が記されていない。ただ、このB系統は、「宗助国戦死事績調査書」（県社小茂田浜神社社司下田淳太郎調進）に収録されている「宗助国戦死始末」と同一のものであり<sup>4</sup>、また「国家功労者贈位ノ義内申」に収録されている「故 宗助国」関連の文書や「小茂田濱神社宗助国及殉難者贈位之請願」にも同一ないし類似の内容が記されており<sup>5</sup>、A系統とは違って実際に用いられたことが確認できる。

この「宗助国戦死事績調査書」自体の由来は定かではないものの、「小茂田浜神社文書1・対馬の古文書@126」に収録されている「祭神及由緒記」を見ると、宗助国の戦死の

4 「宗助国戦死事績調査書」は、長崎歴史文化博物館所蔵『宗助国戦死事績調査書』（13-3203）と、同館所蔵の小茂田浜神社文書1（対馬の古文書@126）に所収の「祭神及由緒記」とに収録されている。ただし前者は印刷された「宗助国戦死事績調査書」を自家製本したものと思われる。

5 「故 宗助国」『大正十三年皇太子御成婚贈位内申事績書十八』（国立公文書館デジタルアーカイブ：<https://www.digital.archives.go.jp/das/meta/M0000000000000819745>）、「小茂田濱神社宗助国及殉難者贈位之請願」は「故正五位下相模守北条時宗以下三名贈位ノ件」、『叙位裁可書・明治二十九年・叙位卷十一』（アジア歴史資料センター <https://www.jacar.go.jp/>：レファレンスコード A10110569700）、18～21 画像目。

状況は、小茂田浜神社の社格を上げる運動の中で用いられていたようである。収録史料中の明治19年7月20日付「社格ノ義ニ付願」という史料には「……右祭神宗助国戦死ノ顛末等別紙ニ掲載スル如ク……」とあり、願書に続いてB系統の「宗助国戦死始末」が引かれている<sup>6</sup>。この「社格ノ義ニ付願」は、小茂田浜神社氏子惣代一宮久兵衛ら5名連名で長崎県巖原支庁長と長崎県少書記宛に提出されている<sup>7</sup>。推測の域を出ないが、「宗助国戦死始末」はこの「社格ノ義ニ付願」を提出する際に作成された可能性が考えられる。

B系統の「宗助国戦死始末」は、大正13(1924)年5月17日に長崎県知事平塚広義が内務大臣水野錬太郎宛に提出した「国家功労者贈位ノ義内申」に記載されている「故宗助国」の「事績調書」中の「略伝」の内容とほぼ一致しており<sup>8</sup>、転載したものと考えられる。なお、宗助国への贈位自体は明治29(1896)年11月2日付けですでに従三位が贈位されているが<sup>9</sup>、この贈位は北条時宗(贈従一位)と平景隆(老岐守護代・贈正四位)と同時になされたものだった<sup>10</sup>。

この贈位の経緯は以下の通りである<sup>11</sup>。まず明治29年5月付で、対馬下県郡の根緒三郎・相良正樹・齋藤佳兵衛を初めとした対馬全島2241名の署名付き「小茂田濱神社宗助國及殉難者贈位之請願」が内務大臣板垣退助宛で作成され<sup>12</sup>、これが長崎県知事大森鍾一を介して板垣内相に送られる(明治29年6月6日付)。それを受けて板垣はこの請願を宮内大臣土方久元に移牒して詮議を依頼する(同年6月18日付)。土方官相は、殉難者はともかく宗助国への贈位は行うべきであるという意見を枢密院議長黒田清隆(当時内閣総理大臣臨時代理兼任)に提出している(同年6月25日付)。そして、贈位案は明治29年10月23日付で裁可された。

この「請願」の中ではやはり文永の役の際の宗助国らの活躍について述べられているが、内容的には①→B系統の表現が比較的多く用いられており、さらに新たな表現も加わっている。ちなみに、この一連の過程で対馬島民が宗助国に贈位を求める理由が興味深

6 前掲「祭神及由緒記」。

7 ただし宛名については判読が困難なため、支庁長と少書記が別人なのか否かは判断できない。

8 前掲「故 宗助国」、16、22～23 画像目。

9 『官報』第4006号、1896年11月4日付、18頁(国立国会図書館デジタルコレクション：<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2947288>) 2 画像目。

10 前掲「故正五位下相模守北条時宗以下三名贈位ノ件」、1～6 画像目。なお、宗助国への贈位については、明治25(1892)年6月に「信徒惣代」が対馬島司に請願し、それが同月28日付けで長崎県知事大森鍾一から内務大臣へ上申されていたようである。同16、21 画像目。

11 同上「故正五位下相模守北条時宗以下三名贈位ノ件」。

12 根緒三郎は旧対馬(巖原)藩士で明治10年に長崎裁判所十六等出仕となって以降裁判所判事を歴任していた人物である(大植四郎編『明治過去帳：物故人名辞典』東京美術、1971年、999頁)。また、相良正樹と齋藤佳兵衛も旧対馬(巖原)藩士で維新期の日朝外交刷新交渉などで登場する人物である(『朝鮮事務書』など維新期の日朝外交関係史料参照)。

い。請願書には「今ヤ 聖恩延テ泉下ニ普ク古往ノ忠良叙位ノ恩命ヲ蒙ルモノ殆ト其漏ル、所ヲ見ス。獨如何セン身命ヲ外寇ニ致シテ以テ國體ヲ保維シ國威ヲ宣揚スル助國ノ如クニシテ未タ此恩典ニ與ルヲ得ス。偏ニ痛歎ニ堪ヘサルナリ<sup>13</sup>」とある。贈位の請願は明治29年の時点で多くの「古往ノ忠良」が贈位されているにもかかわらず、宗助国らには行われていないことへの異議申し立てでもあった。

そしてこの贈位要求のレトリックに同時代の「国防」が用いられるのである。すなわち、「……方今ノ氣運四海ノ形勢ニシテ何レノ日カ外邦不測ノ變ナキヲ保スヘカラス。明治二十七年既ニ清國ニ事アリ我國モ亦何ソ寇患ナキヲ期スヘケンヤ。我島民タル者ハ實ニ此古ニ鑑ミ其責ヲ重シ忠勇公ニ奉シ義烈國ニ報セサルヘカラス<sup>14</sup>」と、2年前に勃発していた日清戦争を引き合いに出して、万一外国と戦闘に及ぶ場合は宗助国の働きを鑑とすると述べるのである。

この請願書を受けた、黒田宛の土方の意見書には、

〔(前略) 明治二十七年征清ノ役興ルヤ島民助國ノ義ヲ慕フコト益々切ニシテ当時清軍若シ海ヲ渡ラハ島民拳テ助國ノ古事ニ倣フコトヲ誓ヒ而シテ宗伯爵モ亦タ之ニ與レリト云フ。助國ノ遺蹟今尚ホ赫々タルモノ是ノ如シ。〕

嗚呼何レノ日カ外邦不測ノ變ナカラシヤ。殊ニ對馬ノ如キハ絶海ノ孤島東洋ノ咽喉ニシテ一朝有事ノ時ハ其國辱ヲ受クルト否トハ一ニ島民敵愾心ノ有無ニ関ス。然ルニ該島民一致シテ此ノ請願ヲ為ス。豈偶然ナランヤ。茲ニ追賞ノ典アラスンハ何ソ能ク人ヲ勸メン。宜シク助國ノ舊功ヲ録シ特ニ相當位ヲ贈ラレ然ルヘシ（後略）<sup>15</sup>〕

とあり、請願書のロジックを受け継いで贈位実施を促しているのがわかる。

ともあれ、贈位にせよ、社格にせよ、明治前期の対馬では、宗助国の事績を称揚・顕彰してより高く評価してもらおうという動きがあったことは確かであり、ここに翻刻紹介する一連の史料群はそうした動き——明治期における伝承——の一端を示すものである。

## 【史料】

以下、①国編記5108、A系統②-1国編記5105、②-2同5106、②-3対馬「近代文書」47-34-3、③国編記5107、B系統④対馬「近代文書」47-14を翻刻し、さらに参考として⑤「故 宗助国」の「事績調書」中の「略伝」と、⑥「小茂田濱神社宗助國及殉難者贈位之請願」の関連部分も紹介する。史料内容と史実との照合・検証は本稿では行っていない

13 前掲「故正五位下相模守北条時宗以下三名贈位ノ件」、21画像目。なお句点を付した。

14 同上「故正五位下相模守北条時宗以下三名贈位ノ件」、22画像目。なお句点を付した。

15 同上「故正五位下相模守北条時宗以下三名贈位ノ件」、12～13画像目。なお句点を付した。

ない点、ご理解を乞う。

なお、史料の記載に当たっての凡例は以下の通りである。(1) 字体は原文に従った。したがって、同じ表現で字体が違うものがある(例：濱・濱、齋・齊)。(2) 紙幅の都合上①～④の史料の改行については「/」で示すこととした。(3) 句点を補い、また文中人名が列挙されている部分にのみ読点を付した。(4) その他個別の注記は各史料冒頭に記した。

①国編記 5108「宗助国戦死始末」(本文 3 丁) ※□は判読不能。見せ消し(＝)部分・行間の修正は原文に従った。

### 宗助国戦死始末

宗助国七郎ト称ス。右馬允ニ任ス。對馬ノ目代タリ。寔<sup>元</sup>元申上縣郡伊奈郷ヲ領シ太宰府ニ居ル。文永十一<sup>元</sup>年<sup>蒙</sup>蒙古ノ将忽敦浩茶丘ハ兵士貳万五千人ヲ卒ヒ高麗ノ将金方慶ハ兵士八千人ヲ率ヒ軍艦九百余艘纜ヲ高麗ノ辺浦ニ解キテ来リ侵サムトス。筑紫戒嚴ス。助國兵ノヲ卒ヒテ對馬ニ航シ嚴ニ防禦ヲ加ヘ<sup>之</sup>蒙古ノ来寇ヲ國府ニ埃ツ。十月五日<sup>蒙</sup>蒙古<sup>處</sup>佐須浦ニ寇ス。助國報ヲ聞キ自ラ騎八十ヲ領シ佐須浦ニ至ル。翌六日通事眞經男ヲシテ兵艦來着ノ旨趣ヲ問ハシム。賊兵應セス。直チニ進テ矢ヲ發シ陸ニ上ル者凡老千余人。助國乃チ諸軍ヲ指麾シ大ニ海濱ニ戦フ。州兵尋テ至ル。助國賊ヲ射テ数十人ヲ殪ス。驄馬ニ乗ル者アリ。次子盛就コレヲ射ル。馬ヨリ落チテ死ス。賊亦競進ム。助國連發シテ將士四人ヲ殺ス。奮鬪甚タカム。斬獲數フヘカラス。卯ヨリ辰ニ及フ。衆寡敵セ<sup>ス</sup>遂ニ之ニ死ス。其臣齊藤兵衛三郎資定ト云フ者アリ。驍勇倫ヲ絶シ刀ヲ揮ヒテ奮戦シ賊ヲ斬ル<sup>ト</sup>尤多シ。刀折ル、ニ會フ。直チニ進テ賊ト搏チ石ヲ以テ其面ヲ撲チ九人ヲ殺シテ後ニ死ス。賊兵辟易シ<sup>テ</sup>海濱ニ放チテ去ル。助國カ郎党小太郎兵衛次郎急ヲ博多ニ告ク。我兵<sup>佐須</sup>此ノ役ニ死スル其名ヲ傳フル者、次子宗右馬次郎盛就、一<sup>マ</sup>族宗次郎盛維、宗三郎盛繼、宗五郎盛忠、宗六郎盛<sup>マ</sup>家、宗七郎左衛門国尚、宗大和守安盛、宗藤四郎、宗内<sup>マ</sup>藏、宗右馬八郎茂清、宗弥太郎盛經、宗刑部亟、在廳左近、流人肥後國御家人口井藤三、源三郎、三郎、庄太郎入<sup>マ</sup>道、源八、□<sup>マ</sup>俵伊賀守、俵内膳、中原善九郎茂利、立石<sup>マ</sup>源七入道宗古、立石三左エ門尉昌久、大浦壹岐守、阿比苗小<sup>マ</sup>六、阿比苗伊右衛門尉、阿比苗日向守、齊藤帶刀、齊藤加賀<sup>マ</sup>守、齊藤才兵衛盛政、齊藤次郎左衛門尉、齋藤藤内、<sup>マ</sup>杵岡宮内、長野源六等ナリ。嗚呼文永ノ事ノ如キ元主ノ忽必烈趙宋ヲ席卷シタルノ勢<sup>ニ</sup>移<sup>シ</sup>来テ辺海ニ迫ル<sup>ト</sup>勢尤猖獗。助國孤軍ヲ提ケ之ニ当ル。全軍覆没未<sup>ニ</sup>以テ<sup>テ</sup>擄<sup>ヲ</sup>虜<sup>ス</sup>ル能ハサルモ敵ヲ八面<sup>ニ</sup>郤ケ勇鬪力戦能ク其鋒ヲ挫キ彼レヲシテ我兵ノ與シ易カラスシテ神州ヲ圖ル可ラサルヲ知ラシムルモノコ、ニ於テカ在リ。助國國難ニ殉<sup>ル</sup>スルヤ時人恩ヲ感シ義ヲ慕ヒ祠ヲ小茂田濱ニ建テ祀リ<sup>テ</sup>軍神トス。齊藤資定<sup>等</sup>外<sup>ニ</sup>士民ノ此ノ役ニ死スル者ヲ從<sup>テ</sup>祠ト為シ之レヲ

軍功神ト云フ。後チ正平二十四年<sup>〇</sup>刑部少輔宗經茂軍神ヲ尊崇シ改メテ之レヲ師大明神ト号ク。明治元年戊辰三月明神ノ号ヲ改メテ小茂田濱神社ト稱ス。十五年十二月縣社<sup>社格ヲニ進ム</sup>トナル。十七年八月二日幣帛料ヲ下附セラル。

※欄外書込：○古ヨリ未曾テ之アラサルノ禍ニシテ對馬固リ其衝ノニ當ル其地ヲ守ル者ハ即ノ宗氏佐須ノ戰ハ蓋又ノ交兵ノ初タリ是ノ

## A 系統

②-1 国編記 5105「宗助国戦死始末」(本文4丁) ※見せ消し(≡) 部分は原文では「、」で打ち消している。\_\_は①国編記 5108の修正・欄外書き込みが反映されたと考えられる箇所。\_\_は5108と場所が異なる箇所。傍点は5108と字が異なる箇所(異体字などは除く)。なお末尾「正平二十四年」の後の割注は原文では「酉」の字が判読不能の誤字で「己酉」と訂正されている。表記上「己酉」で割注とした。

### 宗助国戦死始末

宗助国七郎ト稱ス。右馬允ニ任ス。對馬ノノ目代タリ。上縣郡伊奈郷ヲ領シ太宰ノ府ニ居ル。文永十一年<sup>元</sup>ノ将忽敦浩ノ茶丘ハ兵士貳萬五千人ヲ卒ヒ高麗ノノ将金方慶ハ兵士八千人ヲ卒ヒ軍艦九ノ百余艘<sup>ノ</sup>高麗ノ邊海ニ解キテ来リノ侵サムトス。筑紫戒嚴ス。助國兵ヲ卒ヒノ對馬ニ航シ嚴ニ防禦ヲ加ヘ之ヲ國ノ府ニ俟ツ。十月五日虜佐須浦ニ寇ス。助ノ國報ヲ聞キ自ラ騎八十ヲ領シ佐須浦ノニ至ル。翌六日通事眞經男ヲシテ兵艦ノ来着ノ旨趣ヲ問ハシム。賊兵應セス。直ノチニ進テ矢ヲ發シ陸ニ上ル者凡壹千ノ余人。助國乃チ諸軍ヲ指麾シ大海濱ノニ戰フ。州兵尋テ至ル。助國射テ数拾人ノヲ殪ス。驄馬ニ乗ル者アリ。次子盛就コノレヲ射ル。馬ヨリ落チテ死ス。虜亦競進ノム。助國連發シテ将士四人ヲ殺ス。<sup>拒戦(か?)</sup>奮鬪ノ甚タカム。斬獲数フヘカラス。卯ヨリ辰ノニ及フ。衆寡敵セス遂ニ之ニ死ス。其臣ノ齊藤兵衛三郎資定ト云フ者アリ。驍勇ノ倫ヲ絶シ刀ヲ揮ヒテ奮戰シ敵ヲ斬ルノコト尤多シ。刀折ル、ニ會フ。直チニ進ノテ敵ト搏チ石ヲ以テ其面ヲ撲チ九人ノヲ殺シテ後ニ死ス。助國カ郎党小太郎ノ兵衛次郎急ヲ博多ニ告ク。我兵佐須ニノ死スル其名ヲ傳フル者、次子宗右馬次ノ郎盛就、一族宗次郎盛維、宗三郎盛繼、宗ノ五郎盛忠、宗六郎盛家、宗七郎左衛門國ノ尚、宗大和守安盛、宗藤四郎、宗内藏、宗右ノ馬八郎茂清、宗弥太郎盛經、宗刑部亟、俵ノ伊賀守、俵内膳、中原善九郎茂利、立石源ノ七入道宗古、立石三左衛門尉昌久、大浦ノ壹岐守、阿比留小六、阿比留伊右衛門尉、ノ阿比留日向守、齊藤帶刀、齊藤伊賀守齊ノ藤才兵衛盛政、齊藤次左衛門尉、齋藤藤ノ内、森岡宮内、長野源六、在廳左近、流人肥ノ後國御家人口井藤三、源三郎、<sup>マ</sup>三郎、<sup>マ</sup>庄太ノ郎入道源八等ナリ。嗚呼文永ノ事ノ如ノキ古ヨリ未曾テ之アラサルノ禍ニシテ對馬固ヨリ其衝ニ當ル。其地ヲ守ル者ノハ即ノ宗氏。佐須ノ戰ハ蓋又ノ交兵ノ初タリ。是ノ役ヤ元主忽必烈趙宋ヲ席卷シノタルノ勢ニ乘シ来テ邊海ニ迫ル勢尤ノ猖獗。助國孤軍ヲ提ケノニ當ル。全軍



シテ神州ノ圖ル可ラサルヲ／知ラシムルモノコ、ニ於テカ在リ。助國國難ニ殉／スルヤ時人恩ヲ感シ義ヲ慕ヒ祠ヲ小茂田濱ニ建／テ祀リテ軍神トス。齋藤資定等士民ノ此ノ役ニ死／スル者ヲ從祠ト為シ之レヲ軍功神ト云フ。後チ正／平二十四年昌刑部少輔宗經茂軍神ヲ尊崇シ改メ／テ之レヲ師大明神ト号ク。明治元年隆三月明神ノ／号ヲ改メテ小茂田濱神社ト称ス。十五年十二月社／格ヲ縣社ニ進ム。十七年八月二日幣帛料ヲ下附セ／ラル。

- ②-3 対馬「近代文書」47-34-3「宗助国戦死始末」（3丁）※　は①国編記5108の修正・欄外書き込みが反映されたと考えられる箇所。　は5108と場所が異なる箇所。傍点部分は国編記5105・5108との異同。見せ消し（＝）部分は原文に従った。

#### 宗助國戦死始末

宗助國七郎ト称ス。右馬允ニ任ス。對馬ノ目代タリ。／上縣郡伊奈郷ヲ領シ太宰府ニ居ル。文永十一年／元ノ將忽敦浩茶丘ハ兵士二万五千人ヲ率ヒ高ノ麗ノ将金方慶ハ兵士八千人ヲ率ヒ軍艦九百／餘艘纜ヲ高麗ノ邊浦ニ解キテ來リ侵サントス。／筑紫戒嚴ス。助國兵ヲ率ヒテ對馬ニ航シ嚴ニ防禦ヲ加ヘ之ヲ國府ニ<sup>ニ</sup>埃ツ。十月五日虜佐須浦ニ寇／ス。助國報ヲ聞キ自ラ騎八十ヲ領シ佐須浦ニ至ル。／翌六日通事真經男ヲシテ兵艦來着ノ旨趣／ヲ問ハシム。賊兵應セス。眞ニ進テ矢ヲ發シ陸ニ／上ル者凡壹千餘人。助國乃チ諸軍ヲ指麾シ大ニ／海濱ニ戰フ。州兵尋テ至ル。助國射テ<sup>テ</sup>數十人ヲ殲／ス。驄馬ニ乗ル者アリ。次子盛就之ヲ射ル。馬ヨリ／落チテ死ス。虜亦競進ム。助國連発シテ將士／四人ヲ殺ス。奮闘甚タカム。斬獲數フヘカラス。卯／ヨリ辰ニ及フ。衆寡敵セス遂ニ之ニ死ス。其臣齊／藤兵衛三郎資定ト云フ者アリ。驍勇倫ヲ絶シ／刀ヲ揮ヒテ奮戦シ敵ヲ斬ル事尤多シ。刀折ル、ニ／會フ。直チニ進テ敵ト搏チ石ヲ以テ其面ヲ撲チ／九人ヲ殺シテ後ニ死ス。助國カ郎党小太郎兵衛／兵衛次郎急ヲ博多ニ告ク。我兵佐須ニ死スル／其名ヲ傳フル者、次子宗右馬次郎盛就、一族宗／次郎盛維、宗三郎盛繼、宗五郎盛忠、宗六郎／盛家、宗七郎左衛門國尚、宗大和守安盛、宗／藤四郎、宗内藏、宗右馬八郎茂清、宗弥太郎／盛經、宗刑部丞、俵伊賀守、俵内膳、中原善九郎／茂利、立石源七入道宗古、立石三左衛門尉昌久、／大浦壹岐守、阿比留小六、阿比留伊右衛門尉、阿比／留日向守、齊藤帶刀、齊藤加賀守、齊藤才兵／衛盛政、齊藤次左衛門尉、齊藤藤内、森岡宮／内、長野源六、在廳左近、流人肥後國御家人人口／井藤三、源三郎、三郎、庄太郎入道、源八等ナリ。／嗚呼文永ノ事ノ如キ古ヨリ未タ曾テ之アラサルノ／禍ニシテ對馬固ヨリ其衝ニ當ル。其地ヲ守ル者ハ／即チ宗氏。佐須ノ戦ハ蓋シ又交兵ノ初タリ。是ノ／役ヤ元主忽必烈趙宋ヲ席卷シタルノ勢ニ乗シ／來テ辺海ニ迫ル勢尤猖獗。助國孤軍ヲ提ケ之／ニ當ル。全軍覆没未以之ヲ鑿スル能ハサルモ／敵ヲ八面ニ卻ケ勇鬪力戰能ク其銳ヲ挫キ彼ヲ／シテ我兵ノ與シ易カラシテ神州ノ圖ルヘカラサルヲ／知ラシムルモノ茲ニ於テカ在リ。助國國難ニ殉スル



ヤ／時人恩ヲ感シ義ヲ慕ヒ祠ヲ小茂田濱ニ建テ祀リ／テ軍神トス。齋藤資定等士民ノ此ノ役ニ死スル者ノヲ從祠ト為シ之ヲ軍功神ト云フ。後チ正平二十／四年<sub>三</sub>刑部少輔宗経茂軍神ヲ尊崇シ改メ／テ之ヲ師大明神ト號ク。明治元年<sub>三</sub>三月明ノ神ノ號ヲ改メテ小茂田濱神社ト称ス。十五年十二／月社格ヲ縣社ニ進ム。十七年八月二日幣帛料ノヲ下附セラル。

- ③国編記 5107「宗助国戦死始末」（本文 3 丁）※囲み線部分は①～②に無かった、もしくは異なる部分。　は国編記 5105 にあった修正箇所が反映された部分。

宗助國戦死始末

宗助國七郎ト称ス。右馬允ニ任ス。對馬ノ目代タリ。上縣ノ郡伊奈郷ヲ領シ太宰府ニ居ル。文永十一年<sub>元</sub>ノ將ノ忽敦浩茶丘ハ兵士二萬五千人ヲ卒ヒ高麗ノ將金方ノ慶ハ兵士八千人ヲ卒ヒ軍艦九百余艘纜ヲ高麗ノ邊ニ解キテ來リ侵サムトス。筑紫戒嚴ス。助國兵ヲ卒ヒテノ對馬ニ航シ嚴ニ防禦ヲ加ヘ之ヲ國府ニ俟ツ。十月五日ノ虜佐須浦ニ寇ス。助國報ヲ聞キ自ラ騎八十ヲ領シノ佐須浦ニ至ル。翌六日通事眞經男ヲ遣シテ故ヲ問ノハシム。賊兵應セス。直チニ進テ矢ヲ發シ陸ニ上ル者凡一ノ千余人。助國乃チ諸軍ヲ指麾シ大ニ海濱ニ戰フ。州兵ノ尋テ至ル。助國射テ数拾人ヲ殪ス。驄馬ニ乗ル者アリ。次子ノ盛就コレヲ射ル。馬ヨリ落チテ死ス。虜亦競進ム。助國連ノ發シテ將士四人ヲ殺ス。拒戰甚タカム。斬獲数フヘカラス。ノ卯ヨリ辰ニ及フ。衆寡敵セス遂ニ之ニ死ス。其臣齋藤ノ丘衛三郎資定ト云フ者アリ。驍勇倫ヲ絶シ刀ヲ揮ヒテ奮戰シ敵ヲ斬ルコト尤多シ。刀折ル、ニ會フ。直チニ進テ敵ト搏チ石ヲ以テ其面ヲ撲チ九人ヲ殺シテ後ニ死ス。助國カ郎党小太郎丘衛次郎急ヲ博多ニ告ク。ノ我兵佐須ニ死スル其名ヲ傳フル者、次子宗右馬次郎ノ盛就、一族宗次郎盛維、宗三郎盛繼、宗五郎盛忠、ノ宗六郎盛家、宗七郎左衛門國尚、宗大和守安盛、ノ宗藤四郎、宗内藏、宗右馬八郎茂清、宗弥太郎ノ盛経、宗刑部丞、依伊賀守、俵内膳、中原善九郎ノ茂利、立石源七入道宗古、立石三左衛門尉昌久、大浦ノ壱岐守、阿比留小六、阿比留伊右衛門尉、阿比留日ノ尚守、齋藤帶刀、齋藤伊賀守、齋藤才兵衛盛ノ政、齋藤次左衛門尉、齋藤藤内、森岡宮内、長野源六、左廳左近、流人肥後國御家人口井藤三、源ノ三郎、三郎、庄太郎入道、源八等ナリ。嗚呼文永ノ事ノ如キ古ヨリ未曾テ之アラサルノ禍ニシテ對馬固リノ其衝ニ當ル。其地ヲ守ル者ハ即宗氏。佐須ノ戰ハ盖又ノ交兵ノ初タリ。是ノ役ヤ元主忽必烈趙宋ヲ席捲シ大ノ兵ヲ以テ入寇ス。勢尤猖獗。助國孤軍ヲ提ケ之ニ當ル。ノ全軍覆没未以テ之ヲ鑿スル能ハサルモ勇鬪力戰ノ能ク其鋒ヲ挫キ彼レヲシテ我兵ノ與シ易カラスシテ<sub>開字</sub>ノ神州ノ圖ル可ラサルヲ知ラシムルモノコ、ニ於テカ在リ。助ノ國カ<sub>カ</sub>國難ニ殉スル時人恩ヲ感シ義ヲ慕ヒ祠ヲ小茂田ノ濱ニ建テ祀リテ軍神トス。齋藤資定等士民ノ此ノ役ニ死スル者ノヲ從祠ト為シ之レヲ軍功神ト云フ。後チノ正平二十四年<sub>三</sub>刑部少輔宗経茂軍神ヲ尊崇シノ改メテ之ヲ

師大明神ト号ク。明治元年三月明神ノノ号ヲ改メテ小茂田濱神社ト称ス。十五年十二月社格ノヲ縣社ニ進ム。十七年八月二日幣帛料ヲ下附セラル。

## B 系統

④対馬「近代文書」47-14「宗助国戦死始末」（4丁）<sup>16,17</sup> ※    はA系統に無い表現・文章。

    部分<sup>16</sup>は①国編記5108の文章が復活している部分。

### 宗助国戦死始末

宗助国<sup>日蓮注画巻  
宗國二作元</sup>姓ハ惟宗氏<sup>岡山  
記録</sup>七郎ト稱ス<sup>抽谷  
私記</sup>。右馬允<sup>岡山記録弘安記二  
八右馬助二作元</sup>ニ任ス。對馬ノ目ノ代<sup>對馬國八幡宮田文書日蓮画巻二ハ守護代ニ  
作り弘安記二ハ守護人ニ作り國東評定傳三</sup>タリ。寛永四年<sup>ママ  
寛永四年</sup>家兄重尚ノ對馬ノ在廳阿比留國時<sup>八幡宮章訓二ハ攝頭二作元</sup>ヲ討シ爾來上縣郡伊奈ノ郷ヲ領シ<sup>抽谷  
私記</sup>太宰府ニ居ル<sup>岡山  
記録</sup>。文永十一年<sup>岡山  
記録</sup>ノ將忽敦浩茶丘ハ兵士貳萬五千人<sup>八幡宮  
章訓二</sup>ノ率ヒ高麗ノ將金方ノ慶ハ兵士八千人ヲ率キ軍艦九百余艘<sup>八幡宮  
章訓二三四</sup>ヲ率ヒ高麗ノ邊浦ニ解キテ來リ侵サムノトス。筑紫ノ邊海之レカヲ為ニ戒嚴ス。助國兵ヲ率ノキテ對馬ニ航シ嚴ニ防禦ヲ加ヘ<sup>岡山  
記録</sup>「蒙古ノ來寇」ヲノ國府ニ埃ツ<sup>岡山  
記録</sup>。十月五日<sup>岡山記録三六  
十五日二作元</sup>申刻ノ蒙古ノ兵艦島ノ西面ナル佐須浦<sup>八幡宮章訓日  
蓮注画巻弘安  
記二ハ佐  
守三作元</sup>ニ寇ス。酉刻國府地頭所ニ急ヲ告ク。助ノ國自ラ親兵八十餘騎ヲ領シテ直チニ出發シ丑ノ刻佐須浦ナル小茂田濱ニ達ス。翌六日卯刻通事ノ真經男<sup>岡山記録八幡宮章訓二  
八通人真經男二作元</sup>ヲ行人トシテ兵ノ艦來着ノ旨趣ヲ問ハシム。賊兵應セス。直チニ進ノミテ矢ヲ發シ兵船七八艘ヲ以テ陸ニ上ル者凡ノ老千餘人。助國乃チ諸軍ヲ指麾シテ兵ヲ縦チテ大ニ海濱ニ戰フ。州兵尋キテ至ル。助國モ矢ヲ發シテ賊ヲ射テ數十人ヲ殲ス。其中最先ニ進ミ來ル驍馬<sup>八幡宮章訓二  
八章毛三作元</sup>ニ乗リタル前隊ノ將アリ。我カ兵<sup>八幡宮章訓二ハ  
馬淵二部二作元</sup>射テ右ノ乳ノ上ニ中ツ。馬ヨリ落チテ死ス。是ニ於テ賊兵競進ム。助國先驅ノ衆ヲ勵マシ連發シテ將士四人ヲ殲シ奮闘甚タノカム。斬獲數フヘカラス。辰ノ下刻ニ至リテ衆寡ノ敵セス從兵ト共ニ命ヲ沙壤ニ墜ス。其臣齋藤兵ノ衛三郎資定ト云フ者アリ。驍勇倫ヲ絶シ刀ヲ揮ヒテ奮戰シ賊ヲ斬ルノ尤多シ。刀折ル、ニ會ヒ少シモ退カス直チニ進テ賊ト搏チ石ヲ以テ其面ヲ撲チ九人ヲ殺シテ後ニ死ス<sup>岡山  
記録</sup>。此ニ其名ヲ傳フル者、次子宗右馬次郎盛就<sup>八幡宮章訓二  
三ハ子息宗  
三作元</sup>、一族宗二郎盛維、宗三郎盛繼、宗五郎盛忠、宗六郎盛家、宗七郎左衛門國尚、宗大和守安盛、宗ノ藤四郎、宗内藏、俵伊賀守、俵内膳、中原善九郎茂

16 「宗助国戦死事績調査書」に収録されている「宗助国戦死始末」との異同は以下の通り。i) ④にある「寛永四年」（1627年）が「寛元四年」（1246年）となっている。ii) 割注部分が（ ）書きになっている。iii) 人名列挙の部分で「源三郎」の次の「三郎」が削除されている。iv) 文章の最後でさらに改行して「明治二十三年八月有栖川熾仁親王殿下ヨリ御親筆ノ額面ヲ賜ハル。寫左ノ如シ」（句点追加）の一文と更に改行してその「寫」の内容である「小茂田濱神社ノ明治二十三年八月ノ大勲位熾仁親王御印」（ノは改行）が記されている。

17 小茂田濱神社文書1「祭神及由緒記」に収録されている「社格ノ義ニ付願」に付随する「宗助国戦死始末」との異同は前註16のi)で示した点のみである。

利、／立石源七入道宗古、立石三左衛門尉昌久、大浦壹／岐守、阿比留小六、阿比留伊右衛門尉、阿比留日向／守、齋藤帶刀、齋藤加賀守、齋藤才兵衛盛政、齋藤次／左衛門尉、齋藤藤内、森岡宮内、長野源六、宗右馬八／郎茂清<sup>八幡愚童訓二 八八郎二作ル</sup>、宗弥太郎盛經<sup>八幡愚童訓 三八郎二作ル</sup>／<sup>マ</sup>三作<sup>マ</sup>、宗刑部亟、在廳左近、流人肥後國御家人人口井<sup>八幡愚童訓二 八江井三作ル</sup>藤三、源三郎、三郎、庄太郎入道源八<sup>八幡愚童訓 三郎</sup>等同役ニ戦没ス。賊兵辟易シ火ヲ海濱<sup>マ</sup>ノ屋舎ニ放チテ去ル。助國カ郎党小太郎兵衛次郎<sup>マ</sup>博太ニ渡リテ注進セリ。同十四日申刻ニ壹岐島ノ西面ニ蒙古ノ兵艦来リ侵ス。守護代平内左衛門尉經高<sup>八幡愚童訓日進注西 三六郎三作ル</sup>并ニ御家人百余ノ騎アリ。庄ノ三郎ハ城ノ前ニテ射戦ス。同十五日ノ二城陥リ經高城内ニ於テ自害シス。同十八日經高カ下人宗三郎博多ヘ渡リテ注進セリ。博多ニハ少貳入道覺恵カ子息三郎左衛門尉景資并ニ／平四郎入道手光、太郎左衛門等防禦ノ備ヲ為ス／ト云<sup>陶山記録八幡 愚童訓參取</sup>。佐須浦ノ外寇タルヤ元主忽ノ必烈カ趙宋ヲ席卷シタルノ勢ヲ移シ来テ邊海ノ二迫ルノ時ニ方リ助國身ヲ以テ社稷ノ重ニ任シ直ニ孤軍ヲ提ケ大敵ニ應シ戦ヒ虜ヲ鑿スルノ能ハサルモ敵ヲ八面ニ卻ケ勇闘力戦能ク虜ノ膽ヲ挫ク。／威嚴赫赫々爾来彼ヲシテ神州ヲ覬覦ス可ラサルノ念ヲ悟ラシムルニ足レリ。對馬ノ今日アル／助國カ勇武ヲ蒙ラサルナシ。助國國難ニ殉スルノヤ時人恩ヲ感シ義ヲ慕ヒ祠ヲ小茂田濱ニ建テ／祀リテ軍神トス。齋藤資定<sup>外</sup>士民ノ此ノ役ニ死／スル者ヲ從祠ト為シ之レヲ軍功<sup>陶山記録二ハ 助功三作ル</sup>／神ト曰フ<sup>聖</sup>。後チ正平二十四年<sup>昌</sup>刑部少輔宗／經茂軍神ヲ尊崇シ改メテ之ヲ師大明神ト号。／明治元年戊辰三月神祇局御達ニ<sup>マ</sup>捩リ明神ノ号ノヲ改メテ小茂田濱神社ト称ス。

## 参考

- ⑤『大正十三年皇太子御成婚贈位内申事績書十八』所収「故 宗助国」中、略伝※改行箇所「／」表記は行わない。\_\_は④対馬「近代文書」47-14と同じ表現の部分（ただし送り仮名が異なっている部分がある。例：ヒ→キ、之レ→之）。

宗助國性ハ惟宗氏七郎ト稱ス。右馬允ニ任ス。對馬ノ目代タリ。寛元四年家兄重尚對馬ノ在廳阿比留國時ヲ討滅シ爾来上縣郡伊奈郷ヲ領シ太宰府ニ居ル。文永十一年蒙古ノ將忽敦浩茶丘ハ兵士貳萬五千人ヲ率キ高麗ノ將金方慶兵八千人ヲ率キ軍艦九百餘艘纜ヲ高麗ノ邊浦ニ解キテ来リ侵サムトス。筑紫ノ邊海之カ為ニ戒嚴ス。助國兵ヲ率キテ對馬ニ航シ嚴ニ防禦ヲ加ヘ蒙古ノ来寇ヲ國府ニ埃ツ。十月五日申刻蒙古ノ兵艦島ノ西面ナル佐須浦ニ寇ス。酉刻國府地頭所ニ急ヲ告ク。助國自ラ親兵八十餘騎ヲ領シテ直チニ出發シ丑刻佐須浦ナル小茂田濱ニ達ス。翌六日卯刻通事真經男ヲ行人トシテ兵艦來着ノ旨趣ヲ問ハシム。賊兵應セス。直チニ進ミテ矢ヲ發シ兵船七八艘ヲ以テ陸ニ上ル者凡一千餘人。助國乃チ諸軍ヲ指麾シテ兵ヲ縦チテ大ニ海濱ニ戦フ。州兵尋テ至ル。助國モ矢ヲ發チ賊ヲ射テ数人ヲ殪ス。賊兵競ヒ進ム。助國先驅衆ヲ勵マシ連發シテ將士四人ヲ殪シ奮戦大ニカム。斬獲数フヘカラス。辰ノ下刻ニ至リテ衆寡敵セス

従兵ト共ニ命ヲ沙壤ニ墜ス。享年六十八歳薦田ニ葬ル。正平二十四年宗経茂師大明神ト號シテ尊崇ス。明治十五年十二月昇格シテ縣社トナル。小茂田濱神社ト謂フ。明治廿九年十一月四日従三位ヲ贈ラル。

- ⑥「小茂田濱神社宗助國及殉難者贈位之請願」より「宗助国戦死始末」関連部分抜粋※改行箇所「／」表記は行わない。一部読点を付した。\_\_は④対馬「近代文書」47-14と同じ表現の部分（ただし語順が変わっている場合や削除された部分がある場合がある）。傍点は①～④とは異なる字。

（前略）抑モ文永ノ役此島ノ目代宗右馬允助國、其従兵ト難ニ此地ニ殉スルヤ、其忠勇義烈固リ千古ヲ貫ク。今之ヲ論セサル猶ホ可ナリ。然リ而シテ我輩島民カ萬世必報ノ讎トシテ痛ク心肝ニ銘シ、之ヲ磨スル<sub>レ</sub>滅シクハサル所以ノモノハ、果シテ何ノ故ソヤ。夫レ胡元曾テ趙宋ヲ席卷スルノ餘威ヲ藉リ其非望ヲ肆ニシ、屢使ヲ遣ハシテ將ニ無禮ヲ我國ニ加ヘントス。然レ<sub>レ</sub>聖皇上ニ在ス。赫然其請ヲ斥ケ玉ヒ英將下ニ在リ。断然其使ヲ戮シ頻ニ筑紫ノ邊海ヲ戒嚴ス。當時助國太宰府ニ在リ。寡兵ヲ率キテ此島ニ航シ、以テ来寇ヲ國府ニ埃ツ。于時文永十一年甲戌十月、胡元ノ將忽敦浩茶丘、高麗ノ將金方慶等兵三万余人、戰艦九百餘艘纜ヲ高麗ノ邊浦ニ解キ、其五日申剋此島ノ西岸佐須浦ニ寇ス。酉剋急ヲ國府地頭所ニ告ク。助國親兵纒ニ八十余騎ヲ率キ、咄嗟之ニ向ヒ丑剋佐須浦ニ到ル。翌六日卯剋通事真繼男ヲシテ情ヲ問ハシム。賊兵應セス。弓弩乱射シ兵船七八艘ヲ以テ陸ニ上ル者凡一千余人。助國乃チ孤軍ヲ督シ兵ヲ縦チテ大ニ海濱ニ戦フ。助國自ラ矢ヲ發シテ賊ヲ射ル<sub>レ</sub>數十人、次子右馬二郎亦射テ其將ヲ殪ス。賊兵猶ホ競ヒ進ム。助國先驅衆ヲ勵マシ奮闘甚カム。斬獲數フヘカラス。辰ノ下剋ニ至リ衆寡敵セス従兵ト共ニ命ヲ沙壤ニ隕ス。其臣齋藤兵衛三郎資定ト云フ者アリ。驍勇絶倫賊ヲ斬ル<sub>レ</sub>尤モ多シ。刀折ル、ニ會ヒ進テ賊ト搏チ石ヲ以テ其面ヲ撲チ九人ヲ殺シテ死ス。今其名ヲ傳フル者、宗右馬次郎盛就、宗二郎盛維、宗三郎盛繼、宗五郎盛忠、宗六郎盛家、宗七郎左衛門國尚、宗大和守安盛、宗藤四郎、宗内藏、俵伊賀守、俵内膳、中原善九郎茂利、立石源七入道宗古、立石三左衛門尉昌久、大浦壹岐守、阿比留小六、阿比留伊右衛門尉、阿比留日向守、齋藤帶刀盛直、齋藤加賀守、齋藤才兵衛、齋藤次左衛門、齋藤藤内、森岡宮内、長野源六、宗右馬八郎茂清、宗彌太郎盛経、宗刑部丞、在廳左近、流人肥後國御家人口井藤三、源三郎、庄太郎入道、源八等此役ニ戦没ス。賊兵辟易シテ退キ、火ヲ海濱ノ屋舎ニ放チ、艦ニ乗シテ壹岐ヲ侵サントシ、復其猖獗ヲ此島ニ逞フスルヲ得ス。嗚呼助國躬ヲ以テ邦家ノ大難ニ當リ、孤軍ヲ提ケテ此絶地ニ入り、前ニ大敵ヲ受ケ、後ニ應援ヲ断チ、毅然動セス、突進奮撃賊兵ヲ蹂躙シ虜膽摧破ス。衆寡素ヨリ之ヲ鏖スル<sub>レ</sub>能ハサルモ一軍擧テ國ニ殉シ、彼レヲシテ殆ト其残忍暴戾ヲ施スニ至ラシメス。島民天日ヲ拝シ、子遺今日ニ存スルモノハ孰レカ助國忠勇義烈ノ賜ニ非スト謂フヲ得ヘケンヤ。時ニ國體ヲ

保維シ國威ヲ宣揚スルニ至テハ其レ焉レヨリ大ナルハ莫シ。古ヨリ勤王ノ將或ハ命ヲ逆徒ニ授ケ、報國ノ士或ハ身ヲ乱賊ニ殪スモノ既ニ枚挙ニ遑アラスト雖モ、苟モ身命ヲ外寇ニ致シテ以テ國體ヲ保維シ、國威ヲ宣揚スルコト此ノ如クナルハ、未タ其比ヲ知ラサルナリ。文永以降虜賊此島ノ邊岸ニ寇スルコト有ルモ、未タ一回ノ國體ヲ黷スニ至ラサル所以ノモノハ、助國ノ子孫能ク其遺勲ヲ守リ、助國ノ威徳深ク民心ニ存スルニ是レ由ル。初メ助國ノ國難ニ殉スルヤ、時人恩ヲ感シ義ヲ慕ヒ祠ヲ小茂田濱ニ建テ軍神ニ鎮祭シ、其戦死者ヲ從祠ス。正平二十四年己酉曾孫刑部少輔宗経茂、之ヲ尊崇シテ師大明神ト稱ス。明治元年戊辰三月神祇局御達ニ據リ明神ノ号ヲ止メ小茂田濱神社ト改ム。同七年六月村社ニ列シ、同十五年十二月縣社ニ進ミ、同十七年ニ至リ年々例祭幣帛料頒與ノ榮典ヲ蒙ル。嗚呼助國ノ功績ヤ既ニ史傳ニ歴々タリ。(後略)

記 本稿は、人間文化研究機構「北東アジア地域研究推進事業」島根県立大学 NEAR センター拠点プロジェクト「北東アジアにおける近代的空間の形成とその影響」の成果の一部である。

(ISHIDA Toru)

